

「府安全なまちづくり条例」が改正されました

近年、府内における特殊詐欺の被害が急増しており、令和6年の被害額は、過去最悪の約61億円に達しました。市でも、同年に50件もの特殊詐欺が発生し、被害額は約9500万円にのぼっています。

この危機的状況を受け、府では、「府特殊詐欺対策審議会」での審議や、パブリックコメントなどを経て「府安全なまちづくり条例」を改正し、金融機関や事業者、府民などへ向けて、右記4項目の対策を義務化しました。改正条例は、8月1日(金)及び10月1日(水)に施行されます。

詳しくは府ホームページ(QRコード)をご覧ください。



特殊詐欺の被害防止のために、下記4項目の対策を強化!

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することを禁止



8/1施行

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります。高齢者(65歳以上)のかたは通話しながらATMを操作してはいけません。

対策3 ATMでの振込上限額の設定

対象口座
(以下の全てに該当)
●70歳以上
●3年間ATM振り込みなし
●府内在住
※一部例外あり。



10/1施行 ※半年間の経過措置あり。

ATMでのキャッシュカードによる振り込みが1日当たり10万円以下に制限されます。

対策2 金融機関による通報など



8/1施行

金融機関は、特殊詐欺の恐れを認めた場合、警察への通報などの義務があります。

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認



8/1施行

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺などの被害の恐れがないか確認を行う義務があります。購入者は、確認に応じる義務があります。

SNSを活用した ツラツライン 若者の相談窓口 を開設しました

市では、学校や家庭などでの悩みや不安を抱えている若者に向けて、NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝に委託し、LINEで気軽に相談できる窓口を設置しました。対面や電話だと相談しづらいことや、誰にも言えなくてモヤモヤしていることを、LINEで話してみませんか。どんなことでも大丈夫です。



対 象	おおむね15歳以上40歳未満で、市内在住、在学のかた
受 付 時 間	火・水・金曜日午後5時30分～8時30分、土曜日午後2時～5時

ツラツライン
tsulatsuline

■どんなことでも大丈夫!

「ツラツライン」のホームページ(QRコード)からLINEの友達登録をして、気軽に相談ください。相談しようか迷っているかたも、ひとまずホームページをのぞいてみてください。



- 受託事業者
NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝
- 業務概要について
図青少年育成室 ☎724・6968 FAX724・6010